

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園 川上犬のさくら】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

2月
205

・ 所長より「アフターコロナの経済的様相」	P 1
・ 令和3年分 所得税確定申告の注意点	P 3
・ 令和3年度補正・令和4年度当初予算案について	P 6
・ 事業復活支援金の申請が始まりました	P 8
・ 電子取引 2年間は書面保存も可能に	P 9
・ マイナポイント第2弾が実施中です!	P 10
・ 令和4年中施行の法令改正情報(税制改正以外)	P 11
・ 私の履歴書 ~ その12 ~	P 12
・ 編集後記・事務所カレンダー	P 14



1. コロナ融資 62 兆円

2020 年 4 月から開始された**新型コロナ融資**は、財務省の統計では、政策金融公庫と民間金融機関の 2 年間の合計でなんと **62 兆円**に積み上がっています。この融資の約半分程度は借りっぱなしで預金のままという企業も多いのですが、残りは赤字補填に使用され、コロナ対策や新規事業、設備投資での使用はそれぞれ 10%程度です。つまり大ざっぱに言えば、預金になっている以外の約 30 兆円は消えており、**過剰債務企業が続出した**ということです。

また、制度資金である信用保証協会の**コロナ関連保証**も、昨年 6 月の統計で **188 万件 / 35.9 兆円**と、大変な金額になっています。さらに既存借入金の返済猶予（リスケ）も 65 万件以上に上っています。

多くのコロナ融資の返済が 4 月から順次始まりますが、まだ第 6 波の真ただ中であり、とても返済財源が生み出せていないのがコロナ関連業種の実態です。

2. 雇用調整助成金

コロナ特例の助成金の支給額は 2 月 4 日時点で **5 兆 3,221 億円**にまで積み上がっています。雇用保険料の積み立てはすでに使い果たし、昨年までで一般会計と失業手当等から 2.7 兆円を流用し、さらに、令和 3 年度補正予算で一般会計からも 2.2 兆円の繰入れが決まりました。

その結果、予定どおり 3 月末でコロナ特例は廃止となり、さらに保険料の値上げが議論されています。旅館や飲食で一番有力な維持資金であった雇用調整助成金の特別枠の廃止は、大きなインパクトです。

3. 破綻懸念企業 30 万社

帝国データバンクでは、長引くコロナ禍で経営破綻が懸念される企業が全国で 30 万社に上ると発表しました。設立 10 年以上、過去 3 年にわたり利益から債務利払いが不能になっている状況が続いている企業を「経営破綻懸念企業」と定義

し、この企業数が全体に対し **7.36%**で約 30 万社に上るとのこと。逆に実際の倒産件数は、2020 年度は 8,000 件を割り込む 30 年ぶりの低水準となっており、いかに、いわゆる“ゾンビ企業”が増加しているかがうかがえます。



4. 過剰債務の処理

昨年 6 月 18 日の「成長戦略実行計画」では「事業再構築を進めるためには、債務処理の問題は避けて通ることができないことを踏まえ、事業再構築・事業再生の環境整備を図る。」とされ、

中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定

私的整理に対する金融機関等の取り組みを促す政策の検討

が指示されました。

この については全銀協が主体となり、「事業再生ガイドライン」を策定中で近く公表予定です。新指針では債務超過解消は 5 年以内とし、トップの経営責任での退陣は必ずしも求めない、外部専門

家の活用による経営状況や再生手続の進行をチェック、返済猶予や減免など有事対応を柔軟に、と報道されています。

また個人破産への対応も、より柔軟な対応を検討するよう指示が出ています。しかし、2020年に破産した企業 5,552 社のうち 3,789 人の経営者が破産開始決定を受けており、7 割近い数字です。

5 . 現預金は 4 か月分持たないと安心できない

昨年 11 月に公表された中小企業白書をみて、私が今までと変わったなと思ったことが 3 つありました。

まず手元流動性 = 現預金ですが、以前はせいぜい月商の 1 か月程度が平均でありアメリカのように 3 か月分は持ちたいですねと言っていたのですが…。コロナ後の昨年は月商の 6 か月以上の企業が 19%もあり、次が 3~4 か月で 16%でした。コロナのゼロゼロ融資が引き起こした一過性のものなのか、コロナで企業の資金繰りの姿勢が根本から変わったのかはわかりませんが、「低金利が続く間は当分現預金を厚く持っていたい。」という経営者は多いと思います。

6 . 貸方の変化：負債比率を自己資本比率が上回った

同じく白書では、多くの企業が、バランスシートの貸方で、負債の比率より自己資本の比率が上回っています。失われた 30 年で企業は負債比率を減らし、新たな借入をせず、内部留保をため込み、ついに数年前、平均で自己資本比率が上回ったわけです。

財務を単純に見れば安全性は高まったことは確かですが、積極的な設備投資をしていないともいえます。設備投資は減価償却費の範囲内で行っているということでしょうか？

結果、全企業の平均自己資本比率は 4 割となりました。平均ですので、優良企業だけをとれば多分 5 割を超えるのではないのでしょうか。

また、売上高経常利益率も 15 年間で大企業では 2%、中小企業で 1%上昇していますが、私は減価償却費と金利の減少分なのではと推測します。つまり、設備投資がいかに少ないかということが反映されているのではないのでしょうか。

アフターコロナは、いかに生産性を国際水準並みに高めるかであると思います。事業再構築補助金は第 5 次・第 6 次と続きます。ぜひチャレンジを！！





Ⅱ . 令和 3 年分 所得税確定申告の注意点

個人事業者や不動産オーナーはもちろんのこと、経営者やサラリーマンでも、一定の収入があるとき、所得税の還付を受けるときは、確定申告が必要です。注意したいのは、令和3年中に新型コロナウイルス感染症に関連した支援金等を受けている場合は、収入として申告が必要な場合があります。令和3年分の確定申告の注意点を確認しておきましょう。



1. 確定申告期間

確定申告期間(2月16日~3月15日)について、一昨年、昨年と4月15日までの延長となりましたが、今年は一律での延長はなく、新型コロナウイルス感染症の影響で期限までの申告が難しい場合は、4月15日までなら簡易な方法(申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記するなど)による個別延長が認められることとなっています。

申告期限及び納期限等

● 申告の種類	納期限(法定納期限)	振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日(火)	令和4年4月21日(木)
消費税及び地方消費税	令和4年3月31日(木)	令和4年4月26日(火)
贈与税	令和4年3月15日(火)	-



2. 個人事業者の確定申告で注意しておきたいこと

(1) 支援金等は収入として計上

政府や自治体から事業のために受け取った補助金や新型コロナ関連の支援金等は、収入として計上しなければなりません。

● 助成金等の種類	収入計上時期
事業復活支援金、持続化給付金、一時支援金、月次支援金	支給決定時
雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、家賃支援給付金、小規模事業者持続化補助金、農林漁業者への経営継続補助金、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金	支給決定時又は経費発生時
新型コロナウイルス感染症特別利子補給 制度に係る利子補給金	経費発生時

(2) 家事関連費は合理的に按分する

仕入代金、広告宣伝費、従業員給与、水道光熱費、その他事業に必要な費用は業務上の経費になりますが、生活費、娯楽費用、医療費等は家事費となり業務上の経費として認められません。

店舗併用住宅の水道光熱費や地代家賃、事業と生活に利用する自動車の諸費用など、事業とプライベートの両方で使われている経費は、業務上必要な部分を明確にして合理的な方法で按分できれば、事業に必要な部分は必要経費になります。

家事関連費の按分方法の例

家事関連費	按分方法
地代家賃、損害保険料、減価償却費、修繕費、固定資産税、火災保険料、住宅ローンの利息 等	面積、使用度合、使用時間等
水道光熱費、電話代、インターネット接続料 等	使用時間・頻度、照明器具の数等
事業と生活用に利用する自動車の保険料、自動車税、車検費用等	運行記録から業務使用部分を明確化



3. 給与以外の収入があると給与所得者も確定申告が必要

経営者（会社役員）やサラリーマンなどの給与所得者は、給与が一ヶ所からのみで収入金額が年間 2,000 万円以下の場合、年末調整をすれば、原則として確定申告をする必要はありません。ただし以下のような給与以外の収入があると確定申告が必要な場合があります。

(1) 役員と会社との取引によって得た収入

- 会社に賃貸している不動産の賃貸料
- 会社から受け取った貸付金の利息収入等

(2) 満期保険金などの一時所得がある

- 保険料負担者が受け取る生命保険や損害保険の満期保険金（一時金） 解約返戻金
- ふるさと納税の返礼品（一般にふるさと納税額の 30%程度が返礼品の額）
- 懸賞や福引の賞金品 等

(3) 副収入がある

フリマやネットオークションでの資産の売却、暗号資産（仮想通貨）の売却などによる収入は、一般的に雑所得となります。収入から仕入や経費を除いた所得が 20 万円を超えると確定申告が必要です。

(4) 資産の売却による収入

不動産や金などの資産を売却したことによる収入は、譲渡所得として申告が必要です。

(5) 海外資産の運用による収入がある

日本国内の居住者が、海外の有価証券等の配当・利子、海外の不動産の賃料や売却などで得た収入は、日本と海外の両方で税金がかかり、原則、日本で申告が必要です。

上記の他、「医療費控除」や「災害・盗難による損失」などによって、税金の還付や所得控除を受ける場合には確定申告が必要となります。



4 帳簿書類等の保存期間

個人で事業や不動産賃貸を行っている方は、作成した帳簿の他、取引に関して受け取った請求書や領収書などの書類は、整理・保存が必要です。所得税において求められる帳簿や書類の種類や保存期間も、青色申告か白色申告かで次のとおり異なります。

● 青色申告の場合		保存が必要なもの	保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳等		7年
	決算書類関係	損益計算書、貸借対照表、棚卸表等	7年
書類	現金預金取引等関係書類	領収書、小切手帳、預金通帳、借用証等	7年
	その他の書類	取引に際して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状等）	5年

● 白色申告の場合		保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）		7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）		5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類		5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類		5年

6 帳簿書類等の保存方法

帳簿書類等の保存方法は、紙での保存、あるいは電子帳簿保存法の規定に則した電磁的記録による保存となります。

7 早めの申告を心掛けましょう

令和3年分申告の申告期限は簡素化した手続きにより個別延長が認められましたが、申告が必要な方は、余裕をもって早めの申告を心掛けましょう。

（出典：国税庁 HP、TKC 事務所通信ほか）（担当：監査部第1課）





Ⅲ．令和3年度補正・令和4年度当初予算案について

昨年11月に内閣府より公表された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に沿って令和3年度補正・令和4年度当初予算案が公表されました。前年の当初予算から引き続きのものもありますが、大きく「感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援」「事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し」「生産性向上による成長促進」の中から中小企業で利用できそうな補助金等をピックアップします。なお、

- ・ 雇用調整助成金の特例措置は大きな支援となっていましたが、3月末で終了する予定です。
- ・ GoToトラベル（ワクチン検査パッケージを活用した）は感染状況の悪化により、当面の間保留されました。

また、経済産業省の補助金申請には、前年度に引き続き「G ビズID」や「J グランツ」といったツールを利用する電子申請が基本となっています。

経済回復に向けた支援

事業復活支援金【2兆8,031.7億円】

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以下に落ち込んだ事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、5か月分（11～3月）の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付。

詳細は「[事業復活支援金の申請が始まりました](#)」にて記載。

日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援【1,403.0億円】

実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）及び商工中金の危機対応融資を年度末まで継続。また、日本公庫による資本金劣後ローンを来年度も実施。

事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

事業再構築補助金【6,123.0億円】

新型コロナの影響で2020年4月以降の売上高が10%以上減少した中小企業等に対し、新分野展開や業態転換等の事業再構築に係る設備投資等を補助（上限額8,000万円）。また売上高が30%以上減少するなど、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対し、補助率を引き上げた特別枠（回復・再生応援枠）を設けるとともに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するとともに上限額を最大1.5億円に上げる。

中小企業向け事業再編・再生支援事業【757.4億円】

事業再生支援ニーズの高まりに応じ、中小企業の私的整理等のガイドラインを年度内に策定。併せて官民連携のファンドや中小企業再生支援協議会の支援体制を拡充（詳細は今後）。

<補助金額・補助率>

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1)補助下限額は100万円 (※2)従業員規模により異なる (※3)中小で6,000万円超は1/2、中堅で4,000万円超は1/3

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【157.7 億円】

(1) 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した、地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長をサポートする。具体的には中小機構からの出資も呼び水に、官民連携の全国ファンド等を組成した上で、資本性資金の投入ときめ細やかなハンズオン支援を行うことで経営力の強化と成長を図り、事業再構築や事業再編を促進する。

(2) 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために官民連携のファンドを通じて債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施する。全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進する。

中小企業生産性革命推進事業【2,000.6 億円】

(1) ものづくり補助金...中小企業等による新商品・サービス開発、プロセス改善のための設備投資等を支援。補助額(原則) 100万~1,000万円 補助率 中小 1/2 小規模 2/3

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円 (※従業員規模により異なる)	原則1/2(※小規模事業者・再生事業者は2/3)
回復型賃上げ・ 雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円(※同上)	

(2) IT導入補助金...中小企業等によるバックオフィス効率化等のためのITツール導入を支援。補助額 30万~450万円 補助率 1/2

(3) 持続化補助金...小規模事業者等による販路開拓等を支援。補助額 ~50万円 補助率 2/3

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 (※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

その他 イノベーション等の推進によるグリーン成長の加速

クリーンエネルギー自動車・インフラ（ ）導入促進補助金【375.0 億円】

クリーンエネルギー自動車の大胆な導入促進と併せた、充電インフラや水素ステーションの戦略的な設置を促進し、サプライヤー等の構造転換を支援する。

充電設備や水素ステーション等、クリーンエネルギー自動車の普及に必要な不可欠な設備。

(担当：監査部第4課)



IV．事業復活支援金の申請が始まりました

「事業復活支援金」は、新型コロナウイルス感染症により、影響を受けた中小企業・フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模(事業収入)に応じた給付金を支給します。過去の給付金では売上高減少率が50%以上のみでしたが、「事業復活支援金」では、売上高減少率 **30%以上**の場合も給付されます。

< 受付期間 >

令和4年1月31日 ~ 令和4年5月31日

< 対象者 >

下記の と をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等



新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により
大きな影響を受けていること

の影響を受け、**自らの事業判断によらずに対象月(11月~3月)の売上が基準期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少**していること

< 上限額 >

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 ^{※1} 1億円以下	年間売上高 ^{※1} 1億円超~5億円	年間売上高 ^{※1} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※1 基準月(2018年11月~2021年3月の間で、対象月^{※3}を判断するため売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

<算出式>

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 2} \text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 3} \text{の売上高}) \times 5$$

※2 基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間

※3 対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月で、申請に用いる月

（経済産業省 HP より抜粋）

当社は該当するのか、申し込み方法など詳細につきましては、下記の HP もしくは当事務所担当者にご確認ください。

< 出典：事業復活支援金ホームページ >

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

（担当：監査部第3課）



V . 電子取引 2年間は書面保存も可能に

事務所ニュース 2021年10月号にも掲載しましたが、「電子帳簿保存法」が今年1月1日より改正施行されました。

その中の「電子取引」については全事業者が対象となり、「書面印刷による代替保存の廃止」は影響が大きいところでしたが、条件()を満たせば、2年間はこれまでと同様書面保存でもよいとの宥恕(ゆうじょ)措置がとられました。



()条件は以下のとおりです。

- ・電子データのまま保存できないやむを得ない事情がある。
(保存システムの導入や、社内ワークフローの整備が間に合わない、等)
- ・整然とした形式・明瞭な状態で書面に出力し、提示・提出できる状態であること。

宥恕措置が取られた背景として

- ・中小企業において制度が十分に認知されていない。
- ・大企業であっても対応が間に合っていない事業者が多数いる、が挙げられます。

まだ準備が整っていない方は、万全な状態で令和6年を迎えられるよう2年間のうちに準備を行いましょう。

なお、この措置の適用について事前に税務署への申請は不要です。必要に応じて税務調査の際に確認されますので、対応状況や今後の見通しを回答してください。



出典：財務省 電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止

(令和3年度税制改正)に関する宥恕措置について

https://www.mof.go.jp/tax_policy/20211228keikasoti.html

(担当：監査部第1課)



Ⅵ．マイナポイント第2弾が実施中です！

マイナポイント事業第1弾 12月31日に終了し、続いて第2弾が1月1日から始まりしました。第1弾で申し込みがお済みでない方はもちろん、第1弾で既にポイントをもたらしている方も新しい施策は対象となります。

第1弾で行われた、キャッシュレス決済サービスとマイナンバーカードを紐づけることで、2万円分のチャージや物品等の購入を行うと上限5,000円分相当のポイントが付与される施策が第2弾も続行されることになりました(下記の表)。マイナンバーカードの取得方法やポイント付与申し込み方法は、令和2年8月号で「お得にお買い物！マイナポイント事業スタート」に記載しておりますので、当事務所のホームページをご覧ください。今月は第2弾から加わった新しい施策についてご案内します。

第1弾に引き続き、キャッシュレスサービスでチャージやお買い物対象者：マイナンバーカードをこれから取得される方、取得された方のうち第1弾に申し込んでいない方、第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージや物品等の購入を行っていない方 第1弾で最大5,000円分までポイント付与を受けていない方が対象	5,000円分
マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方	7,500円分
公金受取口座の登録を行った方	7,500円分

、 のポイント付与申込開始時期：2022年6月頃
マイナンバーカード申請期限：2022年9月 ポイント付与申込期限：2023年2月

健康保険証としての利用申し込み

マイナンバーカードは昨年10月20日から健康保険証として利用できるようになりました。対応する医療機関や薬局は拡大中で、2023年3月には概ね全ての医療機関等での導入を目指すとしています。

● マイナンバーカードが健康保険証として利用できるメリット

- 顔認証で受付が自動化
- 窓口で限度額以上の医療費の一時支払いが不要となる
- 転職・結婚・引越ししても、新しい健康保険証の発行を待たずに、自身での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できる



公金受取口座登録

預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。

- 緊急時の給付金等の申請に、行政機関での口座情報確認作業等が不要
- 緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用することができる

今後も普及率と利便性を高める為、運転免許証と一体化など様々な施策が予定されているマイナンバーカード、まだお持ちでない方や登録を行っていない方は、この機会に検討されてみてはいかがでしょうか。

出典：総務省[マイナンバーカードでマイナポイント第2弾]

厚生労働省[マイナンバーカードの健康保険証利用について]

デジタル庁[マイナポータル][公金受取口座登録制度]

（担当：監査部第2課）



Ⅶ．令和4年中施行の法令改正情報（税制改正以外）

令和4年は、育児・介護休業法や道路交通法、年金関連の制度が段階的に施行されます。本稿では今年施行される法令の中で、総務業務に関連するもの（税制改正以外）をピックアップしました。事前に確認をし、総務業務に役立てていきましょう。

1．4月1日より施行されるもの

法令	内容
育児・介護休業法 雇用保険法 健康保険法 厚生年金保険法	男性育休取得の促進 男性の育児休業取得の促進に向けて以下の整備が行われます。 雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 就業規則等の見直しが必要となる場合があります。
労働施策総合推進法	令和2年6月1日から大企業に先行して施行されていた、いわゆる パワハラ防止法が中小企業にも適用されます。 就業規則等の見直しが必要となる場合があります。
道路交通法	白ナンバー営業車のアルコールチェック義務化 乗用車5台以上又は乗車定員が11人以上の自動車を1台以上使用する事業所に対し、運転者のアルコールチェックを目視等で行い、その確認の内容の記録を1年間保存することが求められます。 安全運転管理者が必要な事業者が対象となります。
民法	成人年齢が18歳に引き下げられ、親権者の同意なしで様々な契約が結べるようになります。 約款や利用規約の見直しが必要となる場合があります。

2.10月1日より施行されるもの

法令	内容
育児・介護休業法 雇用保険法 健康保険法 厚生年金保険法	男性育休取得の促進 4月1日施行分に加え、以下の整備が行われます。 雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 就業規則等の見直しが必要となる場合があります。
道路交通法	白ナンバー営業車のアルコールチェック義務化 4月1日より行われる目視等による確認の他、アルコール検知器を用いて確認を行うこと、また確認内容の記録・保存をし、アルコール検知器を常時有効に保持することが求められます。 社内規定の整備が必要となる場合があります。

出典：月間総務2月号
(担当：総務部)

Ⅶ．私の履歴書（その12）

～ 事業再生への本格的な取り組み ～ 所長 佐藤 英人

1. 関与先が不良債権処理の荒波に

平成2年の日銀の金利引き上げや不動産融資の総量規制などによる金融引き締めにより、平成2年末から始まった日本のバブル崩壊による膨大な不良債権が発生。今、中国で昨年の不動産総量規制から恒大集団など大手不動産業界の崩壊で全く同じことが起きているのを見ると感慨深いものがあります。

日本では、平成9年に山一証券や北海道拓殖銀行の破綻で一気に金融破綻が始まりました。長野オリンピックも終わった平成10年には日本長期信用銀行や日本債権信用銀行も倒産し、さらには4月からは金融庁が発足し、翌年から金融検査マニュアルによる「ドラマ半沢直樹」にあったようなゲキレツな不良債権処理が始まりました。このため、債務超過の融資先はほぼ画一的に「要注意先」や「破綻懸念先」に格付けされ、いわゆる「貸し渋り」「貸しはがし」が話題になりました。

さらに平成14年には金融再生プログラムが発表され3年で不良債権比率を半減させるため、「サービサー」と言われる不良債権買取業者が100社以上認定され、銀行は不良債権の譲渡を中心に不良債権の処理を行いました。ただ中小企業については金融検査マニュアル別冊で緩和措置が公表されましたが、まさに父が死亡した平成9年から当事務所の関与先が、この荒波に飲み込まれていきました。チノンの次にたずさわった再生案件が次の事例でした。

2. ある量販店の件

地方の商店街の衰退に拍車をかけたのが、平成3年にあった「大規模小売店立地法」= 大店法の大改正でした。いままで500㎡以上の出店は商工会議所の商業活動調整協議会 = 商調協で地元の了解

が取れなければ出店できなかつた小売店が、商調協の廃止によりほぼ規制なく出店できるようになりました。アメリカの強烈な外圧が理由でした。

平成3年までは、地元資本が商調協と条件をすり合わせて、了解のとれるあまりいい立地条件でない場所に小型の量販店を出店していたのが、この大改正以降、大手資本が立地の良い場所に、かつ大型店を出店できるようになりましたので、地元資本の既存量販店は大打撃を受けることとなりました。特に商圈の広い、ホームセンター・電機店・本やレコード店・紳士服などに顕著に倒産・廃業が起きました。

ある関与先は、大店法による大型店の出店攻勢で、経営状況がちまち厳しくなりました。何とかギリギリのところまで切り抜け、経営の立て直しを計りましたが、会社経営とは関係のないトラブルに銀行が巻き込まれてしまいました。銀行からは、トラブルを避けるため、会社に対し、全額融資返済の要求がありました。

これは「貸しはがしだ。」と社長は東京の弁護士出身の政治家に相談に飛んで行きました。私は銀行担当者と会社救済についてトコトン話し合い、最終的には40項目にまとめてスポンサー企業に救済いただくスキームをまとめて、東京へ社長を追いかけました。

3．経営責任を取る説得作業

東京では関与先の応接室を借りて社長と話をしました。夕陽がさす応接室での話し合いは、20年以上たった今でもそのオレンジ色と共に鮮明に覚えています。



国会議員の弁護士との話し合いを終えた社長に、どうだったか尋ねると、「『貸しはがし』で最終的には勝つ可能性があるが、判例もなく、たぶん最高裁まで行くと思う。5-6年は覚悟してほしい、それまで資金繰りを何とかしなさい。」と言われたとのこと。

私は「資金繰りがつかないから困っているのに、それでは何ともならないですね。社長は辞任すること。全株を備忘価格で譲渡すること。その他の条件を了解すれば会社にスポンサー候補から運転・撤退資金を直ちに融資すること、併せて一部債権放棄もすることで銀行がスポンサーと話をつけくれた。私としては、他に方法はないと思うが…」と話しました。そして「社員の雇用確保と事業存続のために社長には経営責任を取っていただく必要があります。」と告げました。このような話は私とすれば初めての経験でした。二人で窓から夕陽を見ながらしばらく沈黙が続きました。そして社長が「了解しました。それしか会社と社員を守る方法はないですね…。」とポツリ。数百人の社員の雇用確保が決まった瞬間でした。

その後、私の口癖になりましたが「事業と社員と取引先と家族を守るために、破産に至る前に、自ら会社の所有権(株式)と経営権(役員)と個人財産(連帯保証の履行)を捨てる覚悟を決めていただく。」というフレーズです。これが破産・夜逃げではない、正面からの事業再生の日本的決着として、金融団に債権放棄をして頂く前提となりました。

なお、この時の銀行の担当者が既にチノンで親しくなっていた審査役だったので、会社存続のための腹藏ない話し合いができたという幸運もあったと思います。なお、今ではこのような債権放棄を含む交渉は、非弁行為として弁護士抜きにはできませんが、当時は、非弁行為そのものも知らず、また再生支援協議会(平成15年～)もない時代でしたので無我夢中の作業でした。

～ その13に続く ～

編集後記

令和4年最初の事務所ニュースは令和3年11月に公表された一般会計補正予算及び令和4年中の法改正を中心にお届けしました。今後も最新の情報をお届けして参ります。

本年度の表紙画像テーマは4月29日(金)にリニューアルオープン予定の小諸市動物園の動物達です。2月号表紙は人気動物の一つである川上犬のさくらちゃんです。

私事ですが本号の編集時期に趣味のボルダリングを勤しんでいたところ、思わぬ姿勢で落下し腰から背中にかけて痛めてしまいました。幸い、骨には異常がなくそれでも全治2週間の打撲と診断されました。慣れていることで油断をしてしまったと反省しております。

筆者は本年で30歳になることから健康にも一層の配慮をしていかなばと考えていた矢先の出来事でしたが、今年1年を平穏無事に過ごしたいと思います。



事務所カレンダー

この予定は変更する場合もございます

2月	1日(火)	会議・研修日
	16日(水)	個人確定申告開始
	19日(土)	営業日
	26日(土)	営業日
3月	1日(火)	会議日
	5日(土)	営業日
	12日(土)	営業日
	15日(火)	個人確定申告期限
	19日(土)	営業日
	26日(土)	営業日
	協会けんぽ保険料率改定(予定)	
4月	5日(火)	会議・研修日
	21日(木)	所得税振替日(個人振替納税者)
	26日(火)	消費税振替日(個人振替納税者)
	28日(木)	会議日

毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**